

き★ら★り

法律が改正されました！

DV防止法改正

令和6年4月1日施行

・配偶者やパートナーとの間で「長時間、正座させて説教する」「監視して、自らの支配下に置く」など、暴言や脅迫で心理的に相手を追い詰める「精神的DV」が、裁判所が出す保護命令の対象に加わった。**接近禁止命令**の発令要件に、殴る蹴るといった身体的暴力や「生命や体に対する脅迫」だけでなく、「自由、名誉または財産に対する脅迫により**心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき**」が追加。

・接近禁止命令の期限が**6カ月**から**1年**間に。

・禁止命令の対象となる行為の範囲を拡大⇒緊急時以外の連続した**文書の送付、SNSの送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得**。

・被害者と同居する未成年の子への**電話等禁止命令**を創設。(被害者と子どもの両方に接近禁止命令が発令されているとき)

・退去命令の期間が**2か月**から申立てにより**6カ月**に。(住居の所有者または賃貸人が被害者のみの場合)

・罰則の加重⇒**1年以下**の懲役または**100万円**以下の罰金が**2年以下**の懲役または**200万円**以下の罰金に。

特集①

DV防止法と刑法の改正の要点

性暴力・性犯罪に関する刑法改正

令和5年7月13日施行

・「強制性交等罪」⇒「**不同意性交等罪**」
「強制わいせつ罪」⇒「**不同意わいせつ罪**」に変更。

・「不同意性交等罪」などに問われる8つの行為。

- ①「暴行や脅迫」
- ②「心身に障害を生じさせる」
- ③「アルコール・薬物摂取」
- ④「意識がはっきりしていない状態」
- ⑤「拒絶するいとまを与えない」(不意打ち)
- ⑥「恐怖・驚愕の状態」(フリーズ)
- ⑦虐待による心理的反応がある
- ⑧経済・社会的関係による影響力

・性交同意年齢を現在の13歳から**16歳**に引き上げ16歳未満への行為を処罰。(13～15歳との行為は5歳以上年齢差があることが適用条件)

・若年層(16歳未満)への「**性的姿勢撮影罪**」や、**わいせつ目的で子どもを手なずける罪**の新設。

(被害者が13～15歳の場合は5歳以上の年齢差があることが適用条件)

・性犯罪の公訴時効期間を**5年延長**。18歳未満の被害の場合は、18歳到達までの間は時効が進まない。

DVでは、被害を受けた側が一時的に身を隠し、生活や仕事に大きな影響を受けることが少なくありません。改正法には、加害者への更生プログラムの義務化は明記されず、今後の検討が望まれます。

改正法の附則には施行5年後に見直しを検討すると規定されています。現実の被害を根絶するには、この規定が行動規範として社会で広く守られ、性行為の同意に関する教育・啓発の推進が求められます。

🔍 ジェンダーギャップ(男女平等)指数2023

世界各国の男女平等の度合いは？

令和5年6月、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2023(The Global Gender Gap Report 2023)」を公表しました。

順位(昨年順位)	得点	国名
1位(1位)	0.912	アイスランド
2位(3位)	0.879	ノルウェー
3位(2位)	0.863	フィンランド
4位(4位)	0.856	ニュージーランド
5位(5位)	0.815	スウェーデン
125位(116位)	0.647	日本

2023年版の日本の総合順位は、得点0.647で、146カ国中125位(昨年は、得点0.650で、146カ国中116位)でした。順位は公表開始以来最低となりました。G7諸国(日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ)の中では、昨年に引き続き最下位となりました。

この報告は、毎年、世界各国における「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の4分野14項目のデータから、男女平等度合いを測る「ジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)」を算出し、総合点で順位付けしたものです。得点が「1」に近いほど、男女格差が少なく、平等ということを表し、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

緊急避妊薬(アフターピル)とは？



避妊に失敗した時や性被害にあった時、女性が産婦人科・婦人科を受診し、72時間(3日)以内に緊急避妊薬(通称アフターピル)を服用することで、妊娠を防ぐことに役立つ薬です。緊急避妊薬は、性交からできるだけ早く服用することが効果的で、主に排卵を遅らせるなどの作用により妊娠の成立を防ぎます。そのため、緊急避妊薬服用後には避妊効果が続きません。避妊の成功が確認できるまで効果的な避妊法の使用もしくは性行為を避けることが勧められます。価格は自由診療のため医療機関によってさまざまです。

●緊急避妊薬の入手方法は？

病院検索

緊急避妊に関する診療が可能な医療機関についての厚生労働省のサイトや日本家族計画協会ピル処方施設検索の他、休日・夜間の場合は病院検索サイトで検索をして、必ず事前に問合せてください。

オンライン診療

「アフターピルオンライン診療」で検索をして、オンライン診療で緊急避妊薬を扱っている医療機関・サービスを利用することもできます。



薬局（試験運用中）

2023年夏から2024年3月まで試験的に医師の処方箋なしでの販売の運用を調査研究として実施しています。試験運用する薬局には要件がありますので確認が必要です。

WHO(世界保健機構)は緊急避妊薬の安全性を明言しています。また性感染症の増加や無防備な性行動の増加につながったということはないと報告しています。ただし、緊急避妊薬購入時には避妊とともに性感染症についての正しい知識の啓発が求められます。

●性犯罪・性暴力被害にあった場合は相談してください

【性暴力・性被害のためのワンストップ支援センター】

【警察相談】

【性暴力に関するチャット相談】

まずは、話してみませんか？

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (全国共通番号)

#8891

性暴力の痛み、ひとりで抱え込まないで、ためらわずに、お電話ください。

#8103 (ハートさん)

警察相談専用電話番号(ハートさん) #8103

Cure time. ようお知らせです。性暴力の痛み、誰にも相談できずにいませんか？

性暴力について匿名相談できます。

PCやスマホから相談できます。

SNS相談
Cure time
毎週 月・水・土
17～21時

<https://curetime.jp/>

緊急避妊薬にかかる費用を負担してもらえたり、さまざまな支援を受けられます。

男性のための性暴力被害ホットライン(2023年9月22日～12月23日) 毎週土曜日午後7時～9時 (0120)213533
男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン(期間は同上) 毎週金・土曜日午後4時～9時 (0120)210109

●パートナーが協力してくれないとき

イヤなのに性的なことをむりやりしたり、避妊に協力しないことは暴力です。付き合っている相手や好きな相手だからといって、していいことではありませんし、がまんする必要はありません。

自分のからだのことは自分で決めていいのです。それを「性的自己決定権」と言います。そして性にまつわることについてはあいまいにせず、お互いの意思を確認する「性的同意」が必要です。お互いの明確な同意がなければそれは「暴力」になります。性的なことだけでなく日常から、自分の気持ちを言う、相手の気持ちを聞く、相手の気持ちを尊重する、そして話し合う、対等な関係性が必要です。

男女共同参画センター “いこ～る” プラスの相談

女性の相談室 予約・問合せ番号
075-963-5502
(月～土午前9時～午後5時)

DV相談専用番号

**075
874 - 7867**
(月～金午前9時～午後5時)

電話相談専用番号

**075
963 - 5522**
(月～金午前9時～午後5時)

男性電話相談

**075
963 - 5522**
(毎月第4金午後7時～午後9時)

パープル&オレンジリボンプロジェクト2023



国連が定める「女性に対する暴力撤廃国際デーである11月25日にあわせて毎年11月12日から25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」が全国的に実施されています。また、11月は児童虐待防止推進月間です。男女共同参画センターでは女性への暴力根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの2つのリボンをシンボルマークとし、ドメスティックバイオレンスと児童虐待の防止を目指しています。

講演会のお知らせ

11/15 (水)

ストーカー・DVの現状について

【時間】13時半～15時半 【場所】バンビオ1番館6階 創作室1
【講師】京都府警察本部 人身安全対策課 課員
京都府向日町警察署 生活安全課 課員



11/20(月)

面前DVって何？子どもにどんな影響があるの？

【時間】13時半～15時半 【場所】バンビオ1番館6階 創作室1
【講師】ウィメンズカウンセリング京都 フェミニストカウンセラー 小松明子さん



※講座に参加ご希望の方は男女共同参画センターまで電話・FAX・メールなどでお申込みください。詳細はチラシをご覧ください。



人権・男女共同参画フォーラム2023

第46回障がい者児の人権を考える市民のひろば

令和5年12月2日(土)

会場：中央公民階
(長岡京市天神4丁目1番1号)

11:00～16:00 全館 展示・販売・体験

- ★障がい者団体の作品展示、人権・平和に関するパネル展示
- ★パープル&オレンジリボンプロジェクト・DV防止啓発・男女共同参画啓発川柳の展示 等
- ★おでかけ@ほっこりんぐ(障がい者施設製品の販売)
- ★視覚障がい者による無料マッサージ体験、手話、点字、要約筆記等の体験

12:30～13:45(開場12:15)3F市民ホール 発表

- 12:30 ★オープニングアクト
長岡京市少年少女合唱団の合唱/手話サークルでんでん虫の手話歌
- 13:15 ★開会式 ★人権擁護委員の活動報告

入場無料

菊地流・魅力的人生のススメ

14:00～15:30 3F市民ホール 講演会

定員：先着200名 事前申込制 11月1日から受付
申込先：長岡京市男女共同参画センター「いこ～る」プラス

<下記の来場サポートを実施します>

託児あり(6ヶ月～未就学児が対象/先着7名)

※託児は、11月1日から22日までに要申込



弁護士 菊地 幸夫さん

男女共同参画川柳の応募ありがとうございました!

「女性支援講座」5/29(月) 「母と娘のちょうどよい関係とは？」

フェミニストカウンセラー杉本志津佳さんより
母娘関係の葛藤から抜け出し自分らしく生きる
ためにはどうしていけばいいかを学びました。

事業報告

「男女共同参画週間講演会」

6/29(木)

「あなたはあなたでいいと
尊重される社会をめざして！」

誰もが生きやすい男女共同参画社会の実現に向け
て、具体的な体験や社会の情勢に基づく講話を、
ジェンダーに関する多数の著作や講演活動を行っ
ている作家アルテシヤさんから聞きました。

これからの講座のお知らせ

「女性活躍推進講座」

7/21(金)「未来に向かって踏み出そう」
長岡京市で活躍する女性を対象に公募し選出した
市民の大槻郁恵さんに講師をお願いしました。

8/30(水)「資料作りをセンスアップ」
京都府が開設する女性のための就業支援施設
「マザーズジョブカフェ」との共催事業として
実施。パソコンでの資料作りを学びました。

「男女共同参画講座」7/10(月)

「実はすごい！ラジオ体操！」
ラジオ体操インストラクター上羽悠雅さんから、
正しい効果的な体操のやり方を教わりました。

New Face

はじめまして。

6月から男女共同参画アドバイザーとして勤務して
います、中村三千代と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

↓予定ですので、詳細はチラシをご覧ください。

男性支援講座

「人生の後半を安心して過ごすために」
～遺言、成年後見など終活に関する法律知識を学ぶ～

12/9(土)

【講師】 笹山亜衣さん・東間和哉さん(弁護士 法テラス京都法律事務所所属)
【時間】 10時半～12時 【場所】 バンビオ 4階 学習室1



男性支援講座

「男性のための心理学 ストレスを軽くするコミュニケーション」
～自分との付き合い方・ヒトとの付き合い方～

1/20(土)

【講師】 濱田智崇さん(京都橘大学 総合心理学部総合心理学科准教授)
【時間】 13時半～15時半 【場所】 バンビオ 4階 学習室1



女性活躍講座

「敬語講座」(仮題)

1/26(金)

【講師】 マザーズジョブカフェ派遣講師
【時間】 10時～11時半 【場所】 バンビオ 4階 学習室1



男女共同参画講座

「自己肯定感について学ぶ」(仮題)

2/16(金)

【講師】 古宮昇さん カウンセリング・ルーム輝(かがやき)代表(神戸市)
(心理学博士・臨床心理士・公認心理師)
【時間】 13時半～15時半 【場所】 バンビオ 6階 創作室1



女性支援講座

「私のからだは私が決める」～私のからだをより快適に～

3/1(金)

【講師】 池田裕美枝さん 海と空クリニック京都駅前院長
(産婦人科専門医 女性ヘルスケア専門医 認定産業医 内科認定医)
【時間】 13時半～15時半 【場所】 バンビオ 4階 学習室1



◇編集・発行◇

長岡京市男女共同参画センター
“いこ～る” プラス

〒617-0833

京都府長岡京市神足2丁目3番1号

長岡京市立総合交流センター6階

TEL 075-963-5501

FAX 075-963-5521

E-mail: danjo-c@city.nagaokakyo.lg.jp



◇利用のご案内◇

☆開館時間

月曜日から土曜日

午前9時から午後5時

☆休館日

日・祝日及び年末年始

☆アクセス

JR京都線長岡京駅西口
から徒歩1分

